

新旧対照表

新

旧

山口県電気設備工事積算要領（令和7年4月）

第4章 単価、価格等 p 8

- 1 単価及び価格の算定に関する数値の取扱い (8)
- 2 単価及び価格の算定 (8)
- 3 歩掛り (8)
- 4 「その他」の率 (8)
- 5 市場単価の補正 (9)
- 6 物価資料の掲載価格 (9)
- 7 単価及び価格の（採用の）優先順位 (9)
- 8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等（商品目録（カタログ）の価格を含む）(10)
- 9 改修工事の取扱い (11)
- 10 工事量が「少量」の取扱い (13)
- 11 工事量が「僅少」の取扱い (13)
- 12 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 (13)
- 13 設計及び契約変更時の取扱い (13)
- 14 その他 (13)

第4章 単価、価格等 p 8

- 1 単価及び価格の算定に関する数値の取扱い (8)
- 2 単価及び価格の算定 (8)
- 3 歩掛り (8)
- 4 「その他」の率 (8)
- 5 市場単価の補正 (9)
- 6 物価資料の掲載価格 (9)
- 7 単価及び価格の（採用の）優先順位 (9)
- 8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等（商品目録（カタログ）の価格を含む）(10)
- 9 改修工事の取扱い (10)
- 10 工事量が「少量」の取扱い (12)
- 11 工事量が「僅少」の取扱い (12)
- 12 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 (12)
- 13 設計及び契約変更時の取扱い (12)
- 14 その他 (12)

新 旧 対 照 表

新

旧

山口県電気設備工事積算要領（令和7年4月）

8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等（商品目録（カタログ）の価格を含む）

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、以下による。

(1) 当初の工事費内訳書作成時

イ. 当初の工事費内訳書作成時の価格は、原則3社以上の見積価格もしくは商品目録（定価）とし、見積内容が適切なことを確認のうえ、原則として最低価格の見積書を参考に、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

ロ. イ. の見積りには、原則として実勢価格の調査等による査定率を乗じるが、工事の特殊性や施工規模に応じて、専門工事業者等に聞き取りのうえ、査定率を設定することができる。実勢価格の調査等による査定率は表2及び表3による。

表2 見積書掛率表

品名	掛率 (%)	備考
すべての見積機器類	70	建築・機械に関するものを除く

表3 材料類定価掛率表

品名	掛率 (%)	備考
高压制御機器	55	
低压遮断器	55	
既製品分電盤	60	
配線器具	60	
電線管等付属品	65	
照明器具 (LED 一体型)	40	
照明器具 (LED がウライト)	40	
照明器具 (LED 高天井、投光器)	45	
照明器具 (LED 屋外灯 (外灯、ガーデンライト等))	65	
拡声設備	65	
電話設備	75	
インターホン設備	60	
テレビ共同受信設備	60	
防災設備	35	
情報設備	85	
その他	80	

8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等（商品目録（カタログ）の価格を含む）

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、以下による。

(1) 当初の工事費内訳書作成時

イ. 当初の工事費内訳書作成時の価格は、原則3社以上の見積価格もしくは商品目録（定価）とし、見積内容が適切なことを確認のうえ、原則として最低価格の見積書を参考に、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

ロ. イ. の見積りには、原則として実勢価格の調査等による査定率を乗じるが、工事の特殊性や施工規模に応じて、専門工事業者等に聞き取りのうえ、査定率を設定することができる。

(新規)

新 旧 対 照 表

新

旧

山口県電気設備工事積算要領（令和7年4月）

表 4 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基 準 単 価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修	基 準 単 価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20 ○市 場 単 価×改修補正率（表E-1） ○補正市場単価×改修補正率（表E-1）

- 注1. 執務並行改修における単価の適用は、表E-1の工種毎の「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。
 2. 複合単価とは、第4章3（2）による。
 3. ここでいう市場単価には、第4章7（1）における材工単価を含む。

【出典】積算基準等資料（上表注2.及び注3.を除く）

表 2 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基 準 単 価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修	基 準 単 価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	○複合単価の労務の所要量20%増し 労務の所要量×1.20 ○市 場 単 価×改修補正率（表E-1） ○補正市場単価×改修補正率（表E-1）

- 注1. 執務並行改修における単価の適用は、表E-1の工種毎の「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。
 2. 複合単価とは、第4章3（2）による。
 3. ここでいう市場単価には、第4章7（1）における材工単価を含む。

【出典】積算基準等資料（上表注2.及び注3.を除く）

山口県電気設備工事積算要領（令和7年4月）

[改定、改訂について]

1. 本要領は、令和7年4月1日に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。
2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。

※訂正履歴

令和7年12月1日 掛率に係る表2及び表3の追加

[改定、改訂について]

1. 本要領は、令和7年4月1日に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。
2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。